



広報

FUKAURA

ふかうら

No.487

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

職場における熱中症対策 が強化されました

6月1日から労働安全衛生規則が改正され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、重篤化を防止するための「体制整備」、

「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられました。

◇詳しくは「職場における熱中症対策の強化について」で検索。

□問合せ先

五所川原労働基準監督署
監督・安衛課

TEL 0173-35-2309

**夏の食中毒に注意!
お肉の生食・加熱不足は
危険です**

夏は温度・湿度が高く、食中毒の原因となる細菌が増えやすい時期です。

特に、お肉には腸管出血性大腸菌やカンピロバクターなどの細菌がついていることがあります。食中毒予防の3原則を守り、食中毒を予防しましょう。

◆食中毒予防の3原則

①つけない

手指・調理器具はしつかり洗う。焼く前と焼いた後で、トングや箸を使い分ける。

②増やさない

手早く調理し、完成後すぐ食べ

箸を使い分ける。

③やっつける

調理前の食材や調理後すぐ食べない食品は冷蔵保管し、長期保存はしない。

④やっつける

調理の際には、中心部までしっかり加熱する。

⑤やっつける

調理器具は、こまめに洗浄・消毒する。

□問合せ先

五所川原保健所

TEL 0173-34-2108

**農作業中の熱中症対策を
徹底しましょう**

近年、農作業中の熱中症が増加傾向にあるため、農作業中の熱中症予防と対策を徹底しましょ。

◆農作業中の熱中症対策ポイント

- ・高温時の作業は避けましょう。
- ・高温時の作業は避けましょう。
- ・高温時の作業は避けましょう。

・こまめな休憩と水分・塩分補給を行いましょう。
・ひとりでの作業はできるだけ避けましょう。

・熱中症対策グッズ（帽子・空調服等）を活用しましょう。

◆次のような症状が出たら熱中症かもしれません

・めまいや立ちくらみ

・筋肉痛や筋肉のけいれん

・大量の発汗

・体のだるさ、頭痛、吐き気

・呼びかけに反応しない、まつす

ぐ歩けない

◆熱中症の疑いがあつたら、すぐに応急処置を！

①作業を中断し、涼しい場所へ移動しましょう。

②衣服をゆるめ、体を冷やして体温を下げましょう。

③塩分や水分を補給しましょう。

④応急処置をしても症状が改善しない場合には、医療機関で診察を受けましょう。

□問合せ先

農林水産課 農業振興係

TEL 74-4411

水難事故に

注意しましょう

◆2025海の事故ゼロキャンペーン

7月16日～31日は、「海難ゼロへの願い」をテーマに海難防止活動を行います。

プレジャーボートでは発航前検査の徹底と整備業者等による定期的な点検、漁船では適切な見張りと気象海象の把握、海中転落や巻き込まれ防止、海で活動するときは、ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、携帯電話等のGPS機能ON、118番やNET118の活用で、海難防止と事故の際の迅速な救助につなげましょう。

◆夏季安全推進活動

7月16日～8月31日、夏休みを中心とした夏季にマリンレジャーが活発化するなか、特に開設海水浴場以外における遊泳事故防止のための海難防止活動を行います。監視員やライフセーバーがい

る時間帯の開設された海水浴場で安全に海水浴を楽しみましょう。

フロート遊具や浮き輪を使っていて、思いがけず沖に流されるこ

とがあるので、特に小さなお子様から目を離さないよう注意しましょ。

□問合せ先

海上保安庁への緊急通報は

118番

青森海上保安部交通課

Tel 017173412422

夏の交通安全 県民運動のお知らせ

7月21日～31日は夏の交通安全全県民運動期間です。

夏季は、子どもや高齢者の交通事故、自転車利用中の交通事故、飲酒運転による交通事故が多く発生しています。

◆調査期間

令和8年3月末まで

□問合せ先

青森県西北県土整備事務所
鰺ヶ沢道路河川事業所

河川担当

Tel 0173-72-3135

を控え、お酒を飲んだら絶対に運転しないでください。

□問合せ先

町民課 町民生活係

Tel 74-2115

土砂災害警戒区域等の現地調査を行います

県では、土砂災害防止法に基づき斜面などの調査を実施します。このため調査員が個人所有地に立ち入ることがあります。調査の趣旨をご理解いただきご協力ををお願いします。

なお、調査員は青森県西北県土整備事務所長が発行する身分証明書を携帯していますので、不審な場合は提示を求めてください。

町内の水道の原水19か所を検査した結果、国が定めた暫定目標値(50ng/L)を下回っていますので、安心して水道水をご利用ください。(詳細な結果は町ホームページに掲載しています)

ご不明な点等ございましたら建設水道課上下水道係までお問い合わせください。

水道原水の有機フッ素化合物(PFAS)の検査結果について



HPはこちらから▼

□問合せ先

建設水道課 上下水道係

Tel 74-4416

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

令和7年度の保険料は、7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

◆令和7年度保険料の軽減措置

について

○所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。

・軽減割合

7割

43万円+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下

・軽減割合

5割

43万円+（30・5万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下

・軽減割合

2割

43万円+（56万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下

※給与所得者等（給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用）

○被用者保険の被扶養者であった方の軽減

・均等割額が5割軽減されます。
(資格取得後2年間)

・所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

◆保険料の减免等について

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、保険料の减免等が認められることがありますので、問合せ先へお早めにご相談ください。

◆8月1日以降の医療機関の受診について

現在お手元にある健康保険証

は、最長で令和7年7月31日まで有効です。令和7年8月1日以降

書の提示が必要となります。

**森林を伐採する際は
届け出を忘れずに**

青森県後期高齢者医療広域連合
TEL 0171-721-3821

□問合せ先

福祉課

TEL 74-12117

マイナンバー総合フリーダイヤル
TEL 0120-95-0178

○被保険者証利用の問合せ先

①医療機関・薬局の顔認証付カードリーダーで申込
②マイナポータルから申込
③セブン銀行のATMで申込

交付しております。
なお、マイナ保険証を利用するには、マイナンバーカードを取得し、被保険者証利用の申し込みをする必要があります。

届出書については、伐採を開始する日の90日から30日前までに提出しなければなりませんのでご注意ください。

※6月～9月はナラ枯れ被害や松くい虫被害の原因となる媒介昆虫の活動期であるため、この期間はミズナラ、コナラ、カシワなどのナラ類やアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツなどのマツ類は伐採しないようにしてください。

また、地域森林計画対象民有林において、1haを超える森林の土地の形質変更（太陽光発電施設の設置のための森林の土地の形質変更は0・5ha）を行う場合は、県知事の林地開発許可が必要となりますのでご注意ください。

□問合せ先

農林水産課

林業振興係

TEL 74-4411

西北農林水産事務所

林業振興課

TEL 72-6613

資格確認書は、7月中にお届けします。（令和8年7月末までの暫定的な運用として、新規加入者や再交付の方へマイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を

市町村へ伐採造林届を提出することが義務付けられています。

届出書については、伐採を開始する日の90日から30日前までに提出しなければなりませんのでご注意ください。

深浦けんじつ講演会の お知らせ

◆ 塩食試食
◆ 持ち物

筆記用具、健康診断結果（町の集団健診を受診された方は、講演会前に自宅に郵送されます）

町内3地区で深浦けんじつ講演会を開催します。楽しく自分の

カラダについて知ることができます！参加者全員に健康グッズ

をプレゼントします！

◆ 日 時

8月1日（金）14時～16時

（受付開始～13時30分）

◆ 会 場

深浦町役場 町民文化ホール

◆ 内 容

○ 14時～15時

講演会「見てわかる！私の健康通信簿！」（仮）

深浦診療所 吉岡 秀樹所長

○ 15時～16時～健康イベント

① 医師無料相談会

（要予約・先着2名）

② 健康測定会（バジチエック、血管年齢測定、自律神経チェック等）

③ 大腸がんクイズラリー

④ 町食生活改善推進員による減

ダンス＆ぶちヨガ教室 を開催します

名、生年月日、住所、電話番号をお伝えください。


◆ 申込方法・締切
電話、メールまたは二次元コードから7月30日（水）までにお申込みください。

※医師無料相談会、キッズルームのご利用を希望される方はお早めにお申込みください。

◆ その他の

・お子様連れの方のためにキッズルームを設置します。（要予約）

・大戸瀬地区の日程は、次回以降の広報お知らせ版にて掲載予定です。

・講演会や健康イベントの内容は変更になる可能性があります。

◆ 講 師

ヨガインストラクター
神馬 陽夏 氏

◆ 申込方法

電話、メールまたは二次元コードからお申込みください。電話、メールでお申込みの場合は、氏

◆ 日 時

8月20日（水）～9月24日（水）
各日とも水曜日【全6回】

10時30分～11時30分

◆ 場 所

深浦町保健センター

◆ 対 象

深浦町民で74歳までの方

（75歳以上で参加希望の方はお知らせください）

◆ 定 員

先着15人

◆ 服 装・持ち物

・動きやすい服装・靴・飲み物
・汗拭きタオル

※ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。

※貸出用のマットも用意しています。

家族による家族のため の電話相談

申込みは「ちらから」▼
□ 申込・問合せ先
健康推進課
TEL 82-02888
メール fukaura-health01@town.fu

□ 申込方法
特定非営利活動法人青森県精神保健福祉会連合会
TEL 070-50096-5079

□ 相談専用電話番号
毎週水曜日 10時～15時

◆ 相談専用電話番号
毎週水曜日 10時～15時
特定非営利活動法人青森県精神保健福祉会連合会
TEL 017-787-3951

自死遺族のつどいの お知らせ

身近な方を自死で亡くされた方が、安心して胸の内を語り合える場として開催します。

「誰かに話を聞いてほしい」「話をしたい」ときに安心して話せる、

安心して聴ける場として開催しています。その場にいるだけでも、お話を聴くだけでも構いません。お気持ちが辛く感じるときはその場から離れていただいても大丈夫です。

持ちが辛く感じるときはその場から離れていただいても大丈夫です。お話を聴いた内容や個人情報などのプライバシーは、参加者同士で守られるルールを設定していますので安心してご参加ください。

◆対象
自死でご家族やご友人、恋人など、身近な人を亡くされた方

◆日時・場所

弘前市民会館 2階中会議室

①7月27日（日）

13時30分～15時30分

②令和8年1月17日（土）

13時30分～15時30分

※青森会場、八戸会場でも開催しています。

※つどいは完全予約制となっています。参加される際は事前に電話でお申し込みください。

□申込・問合せ先

青森県立精神保健福祉センター
TEL 0171-787-3951

「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」（大学卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、社会人として経験を積まれた方を対象とした

「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

国家公務員への転職を考えている方、あなたがこれまでに培った専門知識やマネジメント経験を活かし、「税のスペシャリスト」に転職してみませんか？

◆受験資格

令和7年4月1日において、大學等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◆受験申込受付期間

7月28日（月）～8月18日（月）

◆受験申込方法

インターネットからお申し込んでください。

国家公務員試験採用情報 NAVI
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

◆第1次試験日

10月5日（日）

◆第1次試験地

仙台市ほか全国8都市

□問合せ先

仙台国税局人事
第二課試験研修係

TEL 022-263-1111

人事院東北事務局
TEL 022-221-2022

◆日時
7月26日（土）10時～18時
◆対象
B型肝炎患者又はその家族
(患者が亡くなっている場合は、
その相続人)

◆相談用電話番号
TEL 022-265-2217
022-265-2218

□問合せ先

B型肝炎被害対策東北弁護団
事務局（小野寺友宏法律事務所
内）
TEL 0120-76-0152

ただし、給付を受けるためには、国を相手に訴訟して証拠に基づき救済要件に該当することを確認したうえで国と和解等をする必要があります。



令和7年度深浦町難聴対策研修会

聞こえと認知症



日時

令和7年
8月6日(水)
13:30～15:00

場所

深浦町役場
町民文化ホール

難聴になると認知症のリスクが高くなることをご存じですか？
難聴と認知症の関係、補聴器はどのようなものなのか・補聴器の上
手な使い方等について耳鼻咽喉科医学博士のお話を聞いてみません
か？ 皆様の参加をお待ちしています。

演題

「聞こえと認知症～上手な補聴器の使い方～」

講師 あきた耳鼻咽喉科クリニック

院長 秋田 二郎 先生



申込先 7月23日(水)までに地域包括支援センター
(74-4421)へ電話で申し込みください。

問合せ先 地域包括支援センター TEL74-4421

松くい虫被害防止のための薬剤散布について

松くい虫被害は、マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれる体長1mmほどの線虫（マツノザイセンチュウ）がマツの木に侵入することで枯れてしまう伝染病です。

この松くい虫被害は、青森県では深浦町で平成27年から継続して確認され、被害本数も年々増加しており、令和5年シーズン（R5.7～R6.6）には過去最多となる242本が確認されました。

松くい虫被害がまん延し、松枯れが拡大すると農林水産業をはじめとする地域の産業・経済のほか、自然景観や観光資源などに大きな影響を及ぼします。

このため、県では専門家の意見も聴きながら、関係機関等と連携し、被害木の早期発見と駆除を徹底してきましたが、近年の被害の増加を踏まえ、轟木地区、追良瀬地区、広戸地区、大間越地区の散布区域図で示す松林において、マツノマダラカミキリを駆除する薬剤の散布を6月18日、19日に1回目の散布を実施しました。

2回目は7月下旬に実施する予定とし、2回目の散布範囲を下記の箇所に広げ、駆除を実施することとしました。

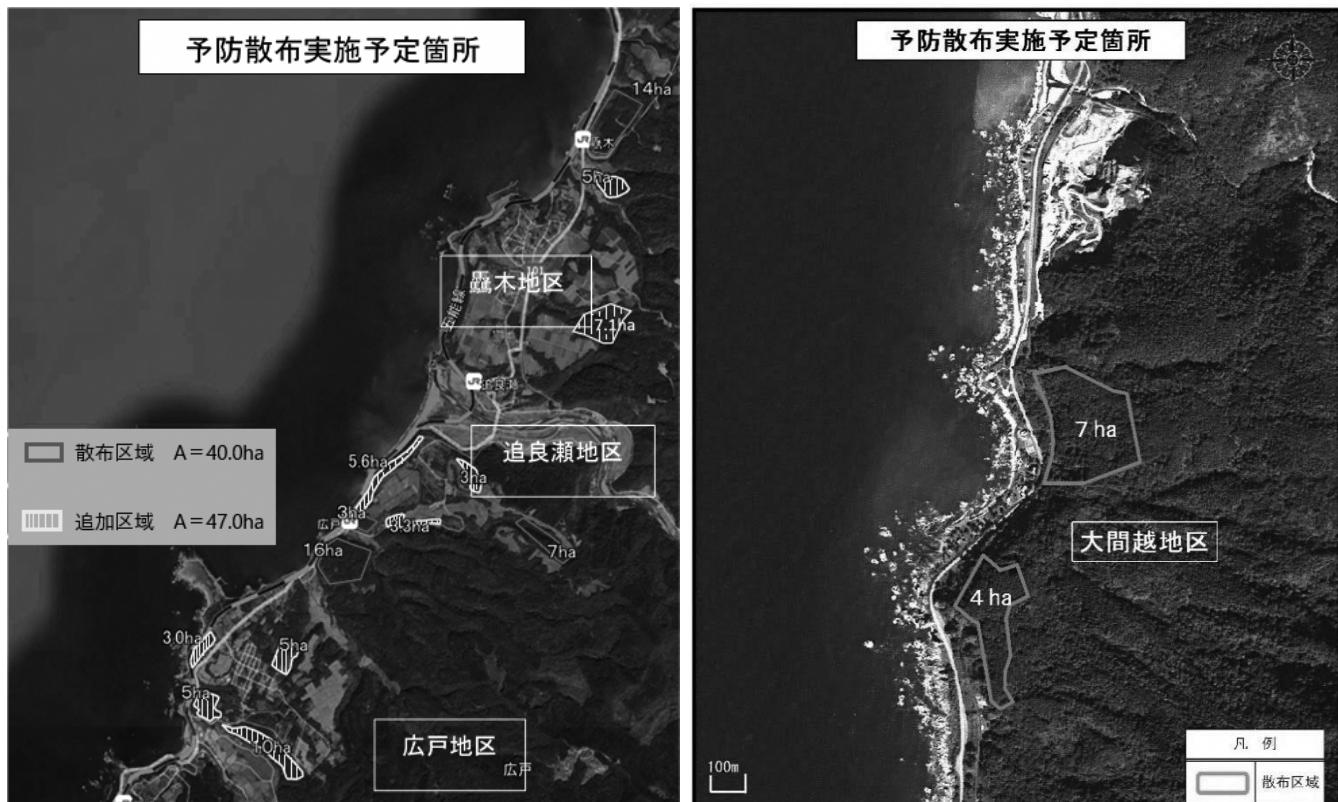
※本薬剤は、野菜の害虫防除用に用いられる薬剤と同類のものです。

なお、散布区域については、人家や農地などを避けて計画していますので、ご理解・ご協力ををお願いします。

散布区域の詳細位置については、深浦町農林水産課及び西北農林水産事務所（鰐ヶ沢庁舎）で縦覧しています。

また、散布当日は進入路に作業実施をお知らせする看板を設置しますので、散布区域には立ち入りを控えていただきますようお願いします。

薬剤散布区域図



□問合せ先

青森県農林水産部 林政課森林保全グループ
深浦町農林水産課 林業振興係

T E L 017-734-9522
T E L 74-4411（直通）